

令和7年度福島県立安積高等学校入学者選抜 後期選抜募集要項

〒 963-8851 福島県郡山市開成五丁目25番63号

電話番号 024(922)4310(代)

後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合にのみ実施する。

1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 身の回りのあらゆる事柄に興味・関心を持ち、難解な疑問にもチャレンジしようとする意欲のあふれる生徒
- (2) 自分の限界を決めず、多様な他者と共に対話して学ぶことができる生徒
- (3) 学習に加えて、スポーツや芸術といった実践的な活動にも熱中できる生徒

2 募集定員

課程	学科	募集定員	後期選抜の募集定員
全日制	普通科	280名	募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願資格

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の出願資格を満たす者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留郵送料として460円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
- ② 調査書(「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」において指定する様式)
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除することがある。
- ③ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
- ② 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」

を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出書類の様式、提出方法、提出期間等は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

9 県外等からの出願

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

10 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

出願先を変更する手続き等は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

11 出願の取消し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」において指定する様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法及び選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については135点満点とする。「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」等は点数化しないが、内容を精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

(3) 小論文

小論文を実施する。中学校における学習活動の成果を総合的に問う小論文とする。小論文については、点数化し100点満点とする。

13 面接・小論文の日時及び会場

(1) 日 時 令和7年3月24日（月）

開 場：午前8時

集 合：午前8時30分まで（各検査場・控室）

小論文：午前9時から

面 接：小論文終了後

（時間は各検査場・控室に掲示する。終了時刻は受験生により異なる。）

(2) 会 場 福島県立安積高等学校

(3) 持参する物 受験票、筆記用具、上ばき、下足を入れる袋

(4) そ の 他 以下のものは持ち込まないこと。

計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器

14 合格者発表

(1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に、本校で発表する。

(2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 その他

(1) 入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 障がい等のある志願者に対する配慮については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(3) このほか不明な点があれば本校に問い合わせること。